

2025 年日本国際博覧会 大阪ヘルスケアパビリオン  
アクアポニックス展示事業要求水準書

1. 総則

(1) 適用

- ア アクアポニックス展示事業要求水準書（以下、「要求水準書」という。）は、2025 年日本国際博覧会 大阪ヘルスケアパビリオン アクアポニックス展示事業（以下、「本事業」という。）に適用する。
- イ 本事業は、2025 年日本国際博覧会（以下、「万博」という。）閉幕後の撤去工事まで継続して実施する事業であり、要求水準書は、万博が閉幕する令和 7 年度末まで原則適用するものとする。
- ウ 本事業は、「2025 年日本国際博覧会 大阪ヘルスケアパビリオン アクアポニックス展示 実施設計業務」（以下、「実施設計業務」という。）、「2025 年日本国際博覧会 大阪ヘルスケアパビリオン アクアポニックス展示 設置工事」（以下、「設置工事」という。）、「2025 年日本国際博覧会 大阪ヘルスケアパビリオン アクアポニックス展示 運営業務」（以下、「運営業務」という。）、「2025 年日本国際博覧会 大阪ヘルスケアパビリオン アクアポニックス展示 撤去工事」（以下、「撤去工事」という。）（以下、上記 4 業務等をまとめて「各業務等」という。）で構成される。
- エ 各業務等の特記仕様書（以下、「特記仕様書」という。）は、当該各業務等に限り適用するものとする。
- オ 契約図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を規定するものとする。ただし、契約図書の間には相違がある場合、契約図書の優先順位は、次の①から④の順序のとおりとする。
- ① 補足説明書及び質問回答書
  - ② 特記仕様書及び補足資料
  - ③ 要求水準書
  - ④ 契約約款
- カ 受注者は、前項の規定により難しい場合又は発注図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督職員と協議するものとする。
- キ 本事業は、万博が閉幕する令和 7 年度まで継続して実施する事業であるため、令和 6 年度から令和 7 年度末まで一般社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオンにおいて業務内容や金額の妥当性等を審査した上で、引き続き実施設計業務受注者との各業務等の契約締結を予定している。ただし、実施設計業務の成績が不良の場合、並びに予算の状況等の諸般の事情により事業計画の変更を行う場合は、契約しない場合がある。

(2) 用語の定義

要求水準書、特記仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- ア 「発注者」とは、一般社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオンをいう。

- イ 「推進委員会」とは、2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会をいう。
- ウ 「協会」とは、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会、及び同協会担当者をいう。
- エ 「総合調整業務」とは、2025年日本国際博覧会 大阪ヘルスケアパビリオン総合調整業務をいう。
- オ 「受注者」とは、本事業の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- カ 「契約約款」とは、各業務等の契約約款をいう。
- キ 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
- ク 「主任技術者等」とは、設置工事及び撤去工事において配置される、建設業法に基づいて配置される主任技術者または監理技術者をいう。
- ケ 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者、管理技術者又は主任技術者等に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約約款に定める者を言う。
- コ 「検査職員」とは、各業務等完了の検査に当たって、契約約款の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- サ 「契約図書」とは、契約約款及び設計図書をいう。
- シ 「設計図書」とは、契約約款で定める物の他、別紙の図面・資料等、仕様書、補足資料及び質問回答書をいう。
- ス 「設計書」とは、設計図書のうち、質問回答書を除くものをいう。
- セ 「別紙の図面・資料等」とは、公募等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- ソ 「仕様書」とは、要求水準書及び特記仕様書（補足資料及び特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。）を総称していう。
- タ 「要求水準書」とは、本事業に共通する事項を定める図書をいう。
- チ 「特記仕様書」とは、各業務等の実施に関する詳細および特別な事項を定める図書をいう。
- ツ 「補足資料」とは、各業務等の内容の詳細を示す図書をいう。
- テ 「補足説明書」とは、本事業の公募に参加する者に対して、発注者が当該本事業の契約条件を説明するための書面をいう。
- ト 「質問回答書」とは、設計書、補足説明書及び補足説明に関し公募参加者から提出された質問書に対して、発注者が回答した書面をいう。
- ナ 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、本業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- ニ 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行若しくは変更に関して相手方に書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
- ヌ 「通知」とは、本事業に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- ネ 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、本事業の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。

- ノ 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た本事業の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
- ハ 「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。
- ヒ 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- フ 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- ヘ 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、本事業に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- ホ 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発効年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は電子メール、ファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- マ 「検査」とは、検査職員が契約図書に基づき、各業務等の完了の確認、部分払いの請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る各業務当の完了の確認をすることをいう。
- ミ 「打合せ」とは、本事業を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談等により、業務本事業の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
- ム 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- メ 「協力者」とは、受注者が本事業の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

## 2. 事業概要

### (1) 事業名称

2025 年日本国際博覧会 大阪ヘルスケアパビリオン アクアポニックス展示事業

### (2) 事業概要

大阪ヘルスケアパビリオンにおいて、子どもたちにいのちの循環の大切さを伝えるとともに SDGs 達成への貢献をめざす取り組みのひとつとして設置するアクアポニックス展示について、基本設計に基づき、実施設計業務、設置工事（アクアポニックスの制作・施工をいう。）、運營業務、撤去工事を遂行する。

### (3) アクアポニックス展示のコンセプト

受注者は、以下のコンセプトをよく理解し、本事業を遂行すること。

- ア 水耕栽培・水産養殖の技術が有機的に連鎖し、循環している生命の連鎖を表現
- イ 最新の研究成果をもとに科学技術の先進性を表現
- ウ 省エネにつながる素材の活用、自然または地域再生エネルギー等（冷水供給を前提）の活用
- エ ゼロエミッションを目標に、廃棄物の最小化を図る

### (4) アクアポニックス展示のイメージ

受注者は、以下の展示イメージをアクアポニックス展示に反映すること。

- ア 外観は地球をイメージした球状のデザインとし、内部の水耕栽培（植物）や水産養殖（魚類）が観察できるよう透明感を持った構造体とする
- イ 温度域、塩分濃度など環境の異なる水槽を球体下部に複数設置し、多様な環境下での魚類、野菜の組合せを展示する
- ウ 水産養殖（魚類）と水耕栽培（植物）の状況を子どもにもわかりやすく表現し、循環する生命、食料、水の大切さを伝える
- エ 内部の様子や水が循環している様子を映像や解説で表現

### 3. 本事業の実施項目及び期間（予定）

#### (1) 実施設計業務

アクアポニックス展示にかかる実施設計業務

<設計業務期間> 契約日～2024年3月31日

#### (2) 設置工事

アクアポニックス展示にかかる制作・据付工事

<現地施工期間> 2025年1月～2025年3月

（基礎工事の施工期間に関しては、大阪ヘルスケアパビリオン建築工事施工者との調整による）

#### (3) 運営業務

万博開催中におけるアクアポニックス展示の管理運営業務

<運営業務期間> 2025年3月～2025年10月（現地調整期間等も含む）

#### (4) 撤去工事

アクアポニックス展示の撤去工事

<現地施工期間> 2025年10月～2026年3月

（建築事業者と調整のうえ、期間を決定する）

### 4. 本事業実施における留意事項

- ア 本事業の実施にあたっては、推進委員会及び発注者と連携し、推進委員会より委嘱を受けたディレクター、アドバイザーによる確認・助言も踏まえること。
- イ アクアポニックスの実現に必要な調査、研究開発及び会期中の運営協力に関して、大阪公立大学植物工場研究センターと受託研究契約を締結する予定であり、本事業の遂行にあたっては、大阪公立大学植物工場研究センターと連携すること。
- ウ 建築設計事業者、建築施工事業者と連携・協力し、アクアポニックス展示と大阪ヘルスケアパビリオン建物の外構を一体空間として融合させていくとともに、取り合い等、十分な調整を図ること。
- エ パビリオン来館者に、将来への期待とこの循環の大切さを感じてもらうとともに、科学への関心を高め、次代の人材育成にもつなげる展示を目指すこと。
- オ 2050年のユニバーサルデザインのあり方を目指し、最新技術や研究開発成果の導入な

どの先導的な取り組みを行うことで、人種や文化、言語の違いや障がいの有無に関わらず誰もが等しく展示を理解し、充実した体験ができる工夫をすること。

- カ アクアポニックス展示は、万博会期終了後に移設を検討しているため、移設を考慮した設計とすること。
- キ 協賛者より現物が提供される場合は、本事業にかかる費用は、現物提供部分を除いた額とする。

## 5. 本事業の実施

### (1) 参考資料

- ア 2025年日本国際博覧会 大阪ヘルスケアパビリオン アクアポニックス展示 基本設計図書（参加資格通知時に貸与）
- イ 2025年日本国際博覧会 大阪パビリオン出展基本計画（以下「出展基本計画」）  
<https://2025osaka-pavilion.jp/overview/plan/>
- ウ 2025年日本国際博覧会 大阪ヘルスケアパビリオン建築工事 実施設計図書（契約後貸与）

### (2) 配置技術者等

#### ア 監督職員

- ① 発注者は、本事業における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
- ② 監督職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- ③ 監督職員の権限は、契約約款に定める事項とする。
- ④ 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員はその指示等を行った後に書面により受注者にその内容を通知するものとする。
- ⑤ 大阪ヘルスケアパビリオンの建築にあたり発注者の支援業務を行う CM r が参画しており、建築設計業務や建築工事との調整等において、CM r が調整等を行う場合がある。

#### イ 管理技術者

- ① 受注者は、本事業全体を統括する責任者として管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- ② 管理技術者は、2013年1月1日以降公示日までに完了した面積\*25㎡以上のアクアポニックスまたは面積\*50㎡以上の植物工場のいずれかの設計または運営に従事した実績を有すること。ただし、公示日に継続中の複数年にわたる運営業務については、公示日までに1年以上の業務履行実績があり、その対価を受領していれば、運営実績を有しているとみなす。

※「面積」とは、植物工場の栽培面積をいう。

- ③ 管理技術者に委任できる権限は、契約約款に定める事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもってその内容を含め報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約約款の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び監督職員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- ④ 管理技術者は、監督職員が指示するところにより、関連する他の業務の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力しつつ、業務を実施しなければならない。また、管理技術者は、日本語によるコミュニケーションが問題なく行える者でなければならない。
- ⑤ 管理技術者の雇用関係
  - (ア) 単体企業  
管理技術者は、応募申込書提出日において応募者となる企業との間で少なくとも3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - (イ) 共同企業体  
管理技術者は、応募申込書提出日において代表構成員となる企業との間で少なくとも3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ウ 主任技術者または監理技術者（以下、「主任技術者等」という。）

- ① 受注者は、設置工事期間中、及び撤去期間中に配置する主任技術者等を定め、発注者に通知すること。
- ② 主任技術者等は、建築業法に係る「機械器具設置工事業」または「管工事業」の主任技術者資格または監理技術者資格を有すること。
- ③ 主任技術者等は2013年1月1日以降公示日までに完了した面積25㎡以上のアクアポニックスまたは面積50㎡以上の植物工場のいずれかの施工実績を有すること。
- ④ 主任技術者等の雇用関係
  - (ア) 単体企業  
主任技術者等は、応募申込書提出日において応募者となる企業との間で少なくとも3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - (イ) 共同企業体  
主任技術者等は、設置工事及び撤去工事を担当する構成員との間で少なくとも3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 現場代理人

- ① 受注者は、設置工事期間中、及び撤去工事期間中に配置する現場代理人を定め、発注者に通知すること。
- ② 現場代理人の雇用関係
  - (ア) 単体企業  
現場代理人は、応募申込書提出日において応募者となる企業との間で少なくとも3

か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(イ) 共同企業体

現場代理人は、設置工事及び撤去工事を担当する構成員との間で少なくとも3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

オ 受注者の技術者の配置における留意事項

- ① 監理技術者、主任技術者等、現場代理人は兼務できるものとする。
- ② 直接的な雇用関係とは、配置技術者等とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。